

# 第3次 相生市男女共同参画プラン

令和5（2023）年3月  
兵庫県相生市

## はじめに

男女共同参画社会は、すべての人が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力が十分に発揮できる社会です。

本市においても、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 25（2013）年に「第 2 次相生市男女共同参画プラン」を策定し、各種施策を展開してきましたが、令和 4 年度に計画期間が満了となりました。

そこで、これまでの成果や課題、国や県の動向を十分に踏まえ、新たに令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 次相生市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

また、急速な少子高齢化の進展など社会状況の変化によって生じる新たな課題や、重大な人権侵害である DV 問題などへの取り組みが求められています。

また、このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「相生市配偶者等からの暴力対策基本計画」を包含しており、本市における DV の防止及び被害者の保護と自立のための具体的な指針となるものです。

今後は、このプランに基づき、本市における男女共同参画の実現に向け、市民の皆さまと一体となって取り組んで参りたいと存じますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定に当たり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さま、貴重なご意見をいただきました相生市男女共同参画プラン推進委員会の委員の皆さま、並びに、ご協力をいただきました関係者の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

相生市長 **谷口 芳紀**



# 目 次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画策定の背景	3

## 第2章 基本的な考え方

1	基本理念	9
2	基本的な視点	10
3	計画の体系図	11

## 第3章 基本計画

基本目標1	人権を尊重する意識づくり	13
基本目標2	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	23
基本目標3	あらゆる場における男女共同参画の推進	24
基本目標4	すべての人が安心してすごせる社会づくり	37
基本目標5	推進体制の整備・強化	45

## 第4章 第2次相生市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

1	計画策定の趣旨	48
2	計画の位置付け	48
3	計画の期間	48
4	計画策定の背景	49
5	DVの定義	53
6	計画の内容	55

## 第5章 数値目標

数値目標	62
------	----

資料編	63
-----	----